

20018 確定拠出年金		加入 通 知 書 兼 運 用 指 図 書		入力は不要です																																																																	
記入上の注意 ● 訂正欄に記入してください。 ● 太枠内は、加入者の入力必須項目です。 ● 貴社の桁数を記入してください(10桁) ● 日や入社前の日付をご確認ください ● 住所の相とをご確認ください ● 企業記入項目(細枠内)について (注1) 加入者番号は、未採番の場合、および企業情報の登録時に「加入者番号省略可」を指定した場合、(注2) 所属部門コードは、選元帳票を所属部門コード毎に改ページするための任意項目です。 (注3) 従業員番号(左詰め)は、企業一律の桁数で、企業情報の登録時に「加入者番号省略可」を指定しない場合は、必ず記入してください。 (注4) 加入者資格取得日(西暦)は、必ず記入してください。 ● 番号は入力必須です。未取得の場合、登録後、WEBで入力するか、個人変更依頼書をご提出ください。 ● 出限度種別は必須該当する方に「V」を記入してください。		運 営 管 理 機 関 名 大和証券株式会社 御 中 加入者番号(注1) 所 属 部 門 コード(注2) 1234 従 業 員 番 号(注3) 567890 加入者資格取得日(西暦)(注4)※ 20 23 年 × × 月 × × 日 氏名カナ※ ダイワ タロウ 氏名漢字※ 大和 太郎 住所漢字※ 〒100-0000 東京千代田区丸の内〇〇〇 電話番号 (090) × × × × - × × × × 商品名 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>商品名</th> <th>商品コード</th> <th>掛金の運用割合※</th> <th>制度移換金の運用割合※</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ABC株式投信</td> <td>× × × × ×</td> <td>5 0</td> <td></td> </tr> <tr> <td>BCD外国投信</td> <td>× × × × ×</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>CDE債券ファンド</td> <td>× × × × ×</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>DEFバランスファンド</td> <td>× × × × ×</td> <td>3 0</td> <td></td> </tr> <tr> <td>EFG日本株式インデックス</td> <td>× × × × ×</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>FGH外国株式インデックス</td> <td>× × × × ×</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>GHI日本債券インデックス</td> <td>× × × × ×</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>HIJ外国債券インデックス</td> <td>× × × × ×</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>IJK積立保険</td> <td>× × × × ×</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>JKL定期預金</td> <td>× × × × ×</td> <td>2 0</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">合計が100%になっていることをご確認ください。</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">赤太枠内は、加入者の入力必須項目です。入力漏れのないことをご確認ください。</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">西暦でご入力ください。</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">[掛金の運用割合について]</td> <td colspan="2">合計 1 0 0 1 0 0</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">[死亡一時金受取人の指定]</td> <td colspan="2"></td> </tr> </tbody> </table> 日本レコード・キーピング・ネットワーク株式会社 下記の通り、加入者資格取得者を通知します。本紙に記載した番号 プラン番号 〇 〇 〇 〇 〇 〇 プラン名 甲株式会社DC 企業コード 〇 〇 〇 〇 〇 〇 企業名 甲株式会社 加入者は別紙の「加入通知書兼運用指図書」を記入するにあたっての注意事項等を確認・同意のうえ、太枠内を入力します。 私は加入通知書別紙に掲げる事項を確認し、これに同意のうえ、以下のとおり運用の指図を行います。 異動事由: 10(加入)/7B(制度移換)		商品名	商品コード	掛金の運用割合※	制度移換金の運用割合※	ABC株式投信	× × × × ×	5 0		BCD外国投信	× × × × ×			CDE債券ファンド	× × × × ×			DEFバランスファンド	× × × × ×	3 0		EFG日本株式インデックス	× × × × ×			FGH外国株式インデックス	× × × × ×			GHI日本債券インデックス	× × × × ×			HIJ外国債券インデックス	× × × × ×			IJK積立保険	× × × × ×			JKL定期預金	× × × × ×	2 0		合計が100%になっていることをご確認ください。				赤太枠内は、加入者の入力必須項目です。入力漏れのないことをご確認ください。				西暦でご入力ください。				[掛金の運用割合について]		合計 1 0 0 1 0 0		[死亡一時金受取人の指定]				通知年月日 (西 暦) 20 年 月 日 性別※ V 1:男 2:女 生年月日(西暦)※ 19 90 年 × × 月 × × 日 制度移換金がある場合は、別途お申し付けください。	
商品名	商品コード	掛金の運用割合※	制度移換金の運用割合※																																																																		
ABC株式投信	× × × × ×	5 0																																																																			
BCD外国投信	× × × × ×																																																																				
CDE債券ファンド	× × × × ×																																																																				
DEFバランスファンド	× × × × ×	3 0																																																																			
EFG日本株式インデックス	× × × × ×																																																																				
FGH外国株式インデックス	× × × × ×																																																																				
GHI日本債券インデックス	× × × × ×																																																																				
HIJ外国債券インデックス	× × × × ×																																																																				
IJK積立保険	× × × × ×																																																																				
JKL定期預金	× × × × ×	2 0																																																																			
合計が100%になっていることをご確認ください。																																																																					
赤太枠内は、加入者の入力必須項目です。入力漏れのないことをご確認ください。																																																																					
西暦でご入力ください。																																																																					
[掛金の運用割合について]		合計 1 0 0 1 0 0																																																																			
[死亡一時金受取人の指定]																																																																					
企業欄 基礎年金番号 1234567890 加入者拠出限度種別 V 4 確定給付企業年金等 加入なし 5 確定給付企業年金等 加入あり 同 ① NRKネットワーク特記欄 NRKネットワーク使用欄 運営管理機関加入者管理キ―(20桁・左詰) 企業特記欄 企業使用欄		試用期間 入社前勤続期間 休職期間 職務区分																																																																			

留意点
① 移換者(他確定拠出年金制度(企業型/個人型)からの加入者)の場合、「移換届出書兼運用指図書」の提出が必要です。必ず、他制度の加入状況をご確認ください。
② 紙で提出の際、加入者・企業控えとしてコピーをお取りください。

重要な事項について、記載しておりますので、必ずお読みください。

《ご同意いただく事項》

●商品販売会社への個人情報の提供

お客様の氏名、生年月日、住所の個人情報及びこれらの個人情報と組み合わせることで個人情報となる性別、加入者番号、所属企業名、入社年月日、退職年月日、加入者資格取得日、加入者資格喪失日、加入者資格喪失事由、障害認定年月日、その他の情報を、お客様が選択された商品の特性に応じ、必要な範囲内で、その商品の販売会社へ提供します。

●運営管理機関と日本レコード・キーピング・ネットワーク株式会社との個人情報の相互提供

運営管理機関と日本レコード・キーピング・ネットワーク株式会社は、下記「運営管理機関が有する個人情報」をその業務の遂行に必要な範囲内で相互に提供します。

《ご説明事項》

●運営管理機関が有する個人情報の保管及び使用

運営管理機関は、事業主から委託を受けた「確定拠出年金法」第2条7項に定める確定拠出年金運営管理業務を遂行するために、お客様の情報※を保管及び使用します。

●日本レコード・キーピング・ネットワーク株式会社での個人情報の保管及び使用

運営管理機関から確定拠出年金運営管理業の一部を日本レコード・キーピング・ネットワーク株式会社に再委託します。日本レコード・キーピング・ネットワーク株式会社は、「確定拠出年金法」第2条7項1号に定める記録関連業務を遂行するために、「運営管理機関が有する個人情報」を保管及び使用します。

●個人情報の利用目的の特定

運営管理機関及び日本レコード・キーピング・ネットワーク株式会社は、「確定拠出年金法」第99条2項に従い以下の①～⑤の業務の遂行に必要な範囲内で、「運営管理機関が有する個人情報」を保管及び使用します。

- ① 加入者等に関する事項の記録及び保存、通知
- ② 運用指図のとりまとめ及びその内容の資産管理機関への通知
- ③ 給付を受ける権利の裁定
- ④ 運用の方法の選定及び提示、情報の提供
- ⑤ 個人別管理資産額の試算及びサービス向上のための計数把握等の付随業務

●運用の方法に係る情報の提供

本加入通知書兼運用指図書のご提出にあたっては、「金融商品の販売等に関する法律」第3条の「重要事項」（運用商品の利益の見込みや損失の可能性及びこれらの基礎となる指標等）について、運営管理機関から説明資料の配布や説明会開催等により情報提供を受けたことを前提とします。

※お客様の情報とは、氏名、生年月日、基礎年金番号、住所、電話番号、FAX番号、給付金振込口座、死亡一時金受取人氏名、個人別管理資産額の個人情報及びこれら個人情報と組み合わせることで個人情報となる性別、プラン名、加入者番号、所属企業名、所属企業部門名、職務区分、従業員番号、給与金額、入社前勤続期間、試用期間、入社年月日、休職年月日、休職期間、復職年月日、退職年月日、加入者資格取得日、加入者資格喪失日、加入者資格喪失事由、通算拠出期間月数、運用指図者資格取得日、運用指図者資格喪失日、運用指図者資格喪失事由、給付裁定事由、プラン脱退日、死亡一時金受取人続柄、障害認定年月日、その他の情報です。

《死亡一時金受取人について》

●遺族の範囲及び順位（確定拠出年金法の条文は以下のとおりです。）

（遺族の範囲及び順位）第四十一条 死亡一時金を受けることができる遺族は、次に掲げる者とする。ただし、死亡した者が、死亡する前に、配偶者（届出をしていないが、死亡した者の死亡の当時事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。以下この条において同じ。）、子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹のうちから死亡一時金を受ける者を指定してその旨を企業型記録関連運営管理機関等に対して表示したときは、その表示したところによるものとする。

- 一 配偶者
 - 二 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹であって死亡した者の死亡の当時主としてその収入によって生計を維持していたもの
 - 三 前号に掲げる者のほか、死亡した者の死亡の当時主としてその収入によって生計を維持していた親族
 - 四 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹であって第二号に該当しないもの
- 2 前項本文の場合において、死亡一時金を受けることができる遺族の順位は、同項各号の順位により、同項第二号及び第四号に掲げる者のうちにあつては同号に掲げる順位による。この場合において、父母については養父母、実父母の順とし、祖父母については養父母の養父母、養父母の実父母、実父母の養父母、実父母の実父母の順とする。
- 3 前項の規定により死亡一時金を受けることができる遺族に同順位者が二人以上あるときは、死亡一時金は、その人数によって等分して支給する。
- 4 死亡一時金を受けることができる遺族がないときは、死亡した者の個人別管理資産額に相当する金銭は、死亡した者の相続財産とみなす。
- 5 死亡一時金を受けることができる者によるその権利の裁定の請求が死亡した者の死亡の後五年間ないときは、死亡一時金を受けることができる遺族はないものとみなして、前項の規定を適用する。